

様式第 2 号

視察研修先	茨城県阿見町	氏名	後 藤 健 一 郎
視察研修項目	(1) 議会モニター制度について (2) あみ議会報告会&交流会について		
感想・所見など 現在、寒河江市では年 4 回発行している「議会だより」に対してモニター制度がありますが、主に誌面構成に関する見やすさや内容等についてご意見をいただいております。 議会モニター制度はまだ数は多くありませんが、令和 5 年度時点で市では 3 7 団体（全国市議会議長会「市議会活動に関するアンケート調査結果」より）、町村では 1 1 0 団体（全国町村議会議長会「町村議会情勢調査の概要」より）と着実に増加しております。 また、当市で議会報告会に取り組んだ当初、公民館分館を 4 年任期中で必ず 1 回行くこととし 8 年で 2 周しましたが、あまり多くの方に足を運んでももらえず、コロナ禍後リニューアルして地区公民館で開催しましたが、やはり集客が思うようにいきませんでした。 阿見町では、議会報告会を進化・深化させた「交流会」を行っているとのことでしたので、今回議会モニター及び議会報告会・交流会の 2 テーマについて研修させていただきました。 当初阿見町では、議会報告会の企画・運営をする「議会報告運営委員会」と、議会だよりの編集・発行をする「議会だより編集委員会」があり、その後議会報告会は「議会運営委員会」に、議会モニターと議会だよりを企画運営する「広聴広報特別委員会」が管轄となり、現在は議会報告会や議会モニターを統括する「広聴広報特別委員会」、議会だよりの編集・発行をする「議会だより編集委員会」という体制になった。 視察させていただく 2 つのテーマとも「広聴広報特別委員会」が管轄するため、こちらの委員長・副委員長、そして副議長にお話を伺ったのだが、広聴広報特別委員会委員長が、1 期目・1 年目で、この新しい委員会の委員長に就任したとのこと。 当市に限らず、1 期目・1 年目で委員長という事例は聞いたことがなかったため、その点についても伺ったところ「議員になって年数を経ると、どうしても経験から「こういう取り組みは駄目じゃないか」、「このやり方は効果がないのではないか」と考えてしまうため、副委員長はベテランをつけサポート体制を整え、委員長には自由な発想、前例にとらわれない取り組みをお願いした」とのことだった。こういった人事も改革には必要ではないかと思われる。 議会モニター、議会報告会について、当市と同様、なかなか効果があがらない、なかなか人があつまらない、といった問題点があったとのこと。これらを解消すべく、より親しみやすく、参加の意欲が湧く形に改めたのが「交流会」とのことで、内容はこれまで同様報告会を行い、その後ワールドカフェ方式で市民の方々と交流を行ったとのことだった。 議会報告会から交流会になったことで参加者が増えているが、要因は「議場という普段入れないところで開催したこと」「親しみやすいチラシを作成したこと」「メールマガジンや SNS で通じてアクセスを促したこと」等が挙げられるとのことだった。 現在の議会だよりのモニターさんに、もう少し広い範囲での意見をいただくこと、議会報告会を議場で一度開いてみる等、すぐにでも取り入れられることがあると思われた。			

様式第 2 号

視察研修先	千葉県鎌ケ谷市	氏名	後 藤 健 一 郎
視察研修項目	(1) 通年議会について		
感想・所見など 議会の定例会は通常年 4 回開催されますが、近年「通年議会」を導入している自治体が徐々に増えてきております。調べてみたところ、令和 5 年度時点で市では 5 6 団体（全国市議会議長会 市議会の活動に関する実態調査結果より）、町村では 6 8 団体（全国町村議会議長会 町村議会実態調査の概要より）ありました。 通年議会を導入するには 2 つ方法があり、1 つ目は、定例会の開催回数を年 1 回として、実質的に通年とする方法（先行自治型・地方自治法第 1 0 2 条第 2 項が根拠）。2 つ目は、2 0 1 2 年の地方自治法改正により、法的に「会期を通年とする」方法（地方自治法第 1 0 2 条の 2 が根拠）。市では、① 4 2 団体、② 1 4 団体、町村では、① 3 8 団体、② 3 0 団体（いずれも令和 5 年度時点）がそれぞれこの方法を採用しており、定例会の開催回数を年 1 回とする方法を採用した自治体が多く、鎌ケ谷市も①の方法を採用しておりました。 通年議会の一番の目的は「緊急時は議長の権限により即時に会議を開き、審議することができる」ことだと思う。首長は「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」（地方自治法第 1 7 9 条）場合に専決処分をすることができるが、近年通年議会を導入する自治体が増えたのは、コロナ禍により議会を経ずに大きな予算が少なからず専決されたことが要因の一つではないかと私は考えている。 通年議会では議長権限で速やかに本会議を開催でき、またこれまで休会となっていた期間で委員会の所管事務調査ができるため随時調査が可能となり、委員会活動を充実させることができるようになるというメリットがある。一方、私が懸念していたのは、それ故に「議会・議員が弾力的な活動ができるようになるが、執行部の議会対応が増加し、市役所の事務機能圧迫につながらないか」、「議会事務局・執行部職員の作業負担増加にならないか」、「1 年間ずっと公務中となるため、これまで行ってきた各議員の地域活動や研修に支障は出ないか」という点だったが、それらについて質問したところ、いずれに関しても鎌ケ谷市では「実際移行してもほとんど影響はない」とのことだった。 また、通年議会導入に関しての執行部側からの懸念として「専決処分」があるが（細かいこともすべて議決とすると実務スピードが極端に低下するため）、地方自治法第 1 8 0 条の規定に基づく専決処分の指定事項について、新たに 2 つの事項について追加指定を行うことで導入することができたとのことだった。 導入検討から本採用まで 1 年程度と非常にスピーディーな対応だったが、これはもともと議会改革の一環として検討事項にあったとのこと。また、上記通年議会の導入方式が①なのも、定例日の設定など新たに検討しなくてはならない事項があるため、導入しやすい①の方法を用いたとのことだった。 通年議会を導入しても根底から変わるのではなく、できることが増える・議員の意識が向上する・市民の認知度アップにつながる、と思われたので、ぜひ当市でも通年議会について次の改選までに検討し、導入していきたいと思う。			